

合併協定進行管理( 福祉事務所 )

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第7回協議会確認		記 事							
21 -8	各種福祉制度の取扱い	6 (整理番号)									
協定内容											
(6)生活保護事業及び特別障害者手当等については、新市において福祉事務所を設置し、事業を実施する。											
調整時期											
合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降	
	完了										
調整担当											
部名	健康福祉部	課名	福祉事務所								
例規調整状況											
例規調整完了											
廃止				-							
例規調整中				-							
				完了予定年月日 : 平成17 年10 月 1 日							
協定項目調整経過と内容及び問題点											
【調整経過】				平成17年10月1日 にかほ市福祉事務所設置条例制定 事務所を仁賀保庁舎内に設置							
【内容】				平成18年4月1日から規則改正により児童福祉法の一部、身体障害者福祉法、生活保護法、特別児童扶養手当等に関する法律、児童扶養手当法に関する事務を執行。							
【問題点】											
協定項目の実施状況及び調整による合併効果											
【実施状況】											
【合併効果】				相談、申請への対応並びに児童手当支給決定の可否の迅速化が図られた。 また、母子相談員への相談が身近な場所で行えるようになった。							